

議案第 5 5 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成 2 7 年板橋区条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

1 1 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年東京都条例第 1 0 6 号。以下「事務処理特例条例」という。）第 2 条の表 3 0 の項に基づき、区が処理することとされた心身障がい者の医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
--------	--

別表第 2 の 2 の項中「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年東京都条例第 1 0 6 号。以下「事務処理特例条例」という。）」を「事務処理特例条例」に改め、同表に次のように加える。

2 7 区長	事務処理特例条例第 2 条の表 3 0 の項に基づき、区が処理することとされた心身障がい者の医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、障がい者関係情報、障がい者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって区規則で定めるもの
--------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

個人番号を利用する事務及び利用する特定個人情報等を追加するほか、  
所要の規定整備をする必要がある。